

3.電気工事施工管理に関する実務経験の基準日について

(1)基準日の設定

・基準日は試験日の前日とし、基準日まで実務経験を算定できます。

(2)実務経験記入上の注意

- ・実務経験は7月末までのものを優先して記入してください。それで実務経験が不足する場合に限り8月以降試験日の前日までに予定される実務経験を記入してください。
- ・ただし、予定される実務経験は、本検定申込時点の勤務先で引き続き従事するものに限りです。

(3)予定していた実務経験の変更の申告

- ・8月以降試験日の前日までに予定の実務が積めず、受検資格が満たせない場合は、本財団へ電話等で試験日前日までに修正の自己申告を行ってください。なお、実際に実務経験が得られなかった者が修正の自己申告を行わなかった場合は、建設業法施行令第27条の9により不正行為として扱われることがありますのでご注意ください。
- ・予定の実務が積めなかったため、受検資格が得られなかった場合は、試験日前に申請があった場合に限り手数料差し引きのうえ、受験料を返金します。

4.技術検定実務経験証明書の証明印について (B 票)

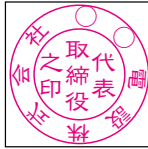
技術検定実務経験証明者欄は、勤務先の代表者等の署名・押印(公印)が必ず必要です。

証明者は、実務経験証明書に記載された内容を確認のうえ、証明を行ってください。



虚偽申請の場合には、受験停止等の措置が行われます。この場合、受験料も返還いたしません。

- 注1 以前勤務していた会社等の実務経験も含め、現在の勤務先の代表者等の証明で結構です。
- 注2 現在失業中の場合は、実務経験証明書に記載した直近の勤務先で証明を受けてください。
(証明を受けられない場合は、本財団試験研修本部までお問合わせください。)

(1)民間企業に勤務している方(株式会社等)

- ①原則、会社の代表取締役の証明です。役職印と会社印の二つが必要です。
ただし、役職印と会社印を兼ねている印の場合は、一つで結構です。 → 
- ②代表取締役に代わる証明者は、人事権を持つ上司の方に限ります。
(副社長、専務取締役、人事部長等で役職印をお持ちの方)
- ③証明印としては、私印(認印等)は不可です。


証明例

証 明 者	会社又は事業所名	〇〇電設株式会社	
	所在地	東京都〇〇区平和島5-6-4	
	役職名	代表取締役社長	
	氏名	〇〇〇〇	

(2)民間組織で法人化(株式会社等)されていないところに勤めている方

- ①原則は、(1)のとおりです。
- ②役職印がない場合は経営者の実印を押印してください。
会社印のない場合は「会社印なし」と空欄に赤で明記してください。

証明例

証 明 者	会社又は事業所名	〇〇電業	「会社印なし」
	所在地	東京都〇〇区虎の門4-2-12	
	役職名	代表者	
	氏名	〇〇〇〇	

(3)公共機関に勤めている方

証明印は、市長等の公印または所属長など人事経歴を証明できる権限を持っている方の役職印を押印してください。(私印は不可)